

【意見募集要項】

1 意見募集対象

第3期清水町教育大綱（案）に対する意見募集（パブリック・コメント）の実施について

2 意見募集内容及び考え方

新たな計画の策定に当たっては、町民の皆さんとの協働により策定作業を進めていくこととしており、今回、第3期清水町教育大綱（案）に対する町民の皆さんのご意見を募集します。

3 意見募集期間

令和8年1月9日（金）から令和3年2月9日（月）まで

4 応募対象者

- (1) 町内に住所がある方
- (2) 町内に事務所又は事業所等がある個人及び法人その他の団体
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) その他第3期清水町教育大綱（案）に直接的な利害関係を有すると認められる方

5 提出方法及び送付先

意見提出様式（町ホームページからダウンロード可）に、住所、氏名、電話番号、意見（該当ページや条等を示してください）を記入の上、電子メール、郵送、FAX又は持参により提出してください。

(1) 電子メールの場合

メールアドレス : kyoiku@town.shizuoka-shimizu.lg.jp

※ 件名を「第3期清水町教育大綱（案）に関する意見」としてください。

(2) 郵送の場合

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1

清水町役場 教育総務課学校教育係宛て

※ 赤字で封筒に「第3期清水町教育大綱（案）に関する意見」と御記入ください。

(3) FAXの場合

055-976-0249

※ 表題名を「第3期清水町教育大綱（案）に関する意見」としてください。

(4) 持参の場合

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1

清水町役場 2階 教育総務課学校教育係まで

6 資料の閲覧場所

- (1) 清水町役場 2階教育総務課窓口（土日、祝休日を除く 8時30分～17時15分）
- (2) 清水町ホームページ

7 注意事項

- (1) 意見は、日本語で提出してください。
- (2) 電話で意見を提出することはできません。
- (3) 意見に対する個別の回答はいたしません。
- (4) 提出された意見は、清水町個人情報保護条例の規定に基づき、適切に取り扱います。